

岐阜県住宅資金助成制度

中古住宅

県では、中古住宅を取得するときに、民間の金融機関の住宅ローンを利用する人に対し、ローン返済額のうち、1.0%の利子に相当する額を、当初5年間補助しています。



1 お申込みができる方

<共通要件 ～以下の全ての要件を満たす方～>

- (1) 県内に自ら居住する中古住宅を購入（購入に付随して実施する改修を含む。）される方
- (2) 都道府県税を滞納していない方
- (3) 県が指定する金融機関住宅ローン（借入額100万円以上で償還期間が10年以上のものに限る。）を利用する方
- (4) 岐阜県が行う住宅建設に関する他の補助金、貸付金及び利子補給金を受けていない方
- (5) 誘導居住面積水準^{*1}以上の住宅を取得される方

<対象住宅 ～以下の要件を満たす住宅を取得される方～>

中古住宅 <岐阜県中古住宅流通利子補給制度>

住宅要件	劣化状況	以下のいずれかに該当する住宅であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、平成26年度国補正予算長期優良住宅化リフォーム推進事業^{*2}におけるインスペクター講習団体に登録されたインスペクターが、県の指定するチェックシートによりインスペクション^{*3}を実施した結果、「劣化事象なし」と判断した住宅 ・性能評価住宅^{*4}（現況検査により認められる劣化等の状況がすべてa判定） ・フラット35適合住宅^{*5}
	耐震性	以下のいずれかに該当する住宅であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準による住宅(住宅の着工時期が昭和56年6月1日以降の住宅) ・耐震診断により耐震性が確認された住宅 ・性能評価住宅（耐震等級（構造躯体の損傷防止）が1以上） ・フラット35適合住宅

※1 共同住宅の場合：20㎡×世帯人数+15㎡ 戸建住宅の場合：25㎡×世帯人数+25㎡

注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

注2) 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3) 注1の適用はローン契約日、性能評価日、フラット35適合証明日のいずれか遅い日を基準とする。

※2 インスペクション、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援するもの。本事業の実施にあたり必須としている住宅のインスペクション（現況検査）は、原則として、インスペクター講習団体に登録されたインスペクターによって実施することを必須としています。

【参考】インスペクター講習団体について

インスペクター講習団体及び登録するインスペクターは下記の事項等を満たすことを必須としています。

(1) 団体の要件

- ・住宅のインスペクションの講習会及び講習後の修了考査を行った上で合格者について登録を行っていること。
- ・登録されているインスペクターについてホームページ等で公表していること。 等

(2) 登録するインスペクターの要件

- ・インスペクター講習団体の実施する「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成25年6月、国土交通省）に沿った講習会を受講後、修了考査に合格し、インスペクター講習団体の登録を受けた者
- ・建築士又は建築施工管理技士資格を有する者 等

※3 目視等を中心とした建物の現況検査を行い、ひび割れや腐食等の劣化事象等の有無を確認することをいい、中古住宅売買契約前に実施するものとします。

※4 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づいて、既存住宅性能評価書の交付を受けた住宅

※5 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示すフラット35適合証明書の交付を受けた住宅